

# 会 議 録

会議名 (付属機関等名)	第7回 川西市廃棄物減量等推進審議会		
事務局 (担当課)	美化衛生部 美化推進課		
開催日時	令和5年6月21日(水) 午後1時～午後3時02分		
開催場所	川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委員 (敬称略)	花田 真理子(会長)、南野 繁夫、岡田 須美子、榎本 俊 範、山脇 健司、木村 茂、林 努、佐藤 恵美、大田 正、金 子 愛、堀 伸介	
	その他	中外テクノス(株)	
	事務局	美化衛生部 部長、美化衛生部 副部長、美化推進課 課長、 美化推進課 主査、美化推進課 主査	
傍聴の可否	可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の 場合は、その理由			
会議次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 基本理念(案)について <span style="float: right;">〈資料1〉</span></p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 委員からのご意見等について(第6回後) <span style="float: right;">〈資料2〉</span></p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 具体的施策の取り組みと役割について(案)</p> <p style="margin-left: 40px; text-align: right;">〈資料3〉 〈参考資料〉</p> <p style="margin-left: 20px;">(4) スローガンの設定について(案) <span style="float: right;">〈資料4〉</span></p> <p style="margin-left: 20px;">(5) 意見等(第7回後) <span style="float: right;">〈資料5〉</span></p> <p>3. その他</p> <p style="margin-left: 20px;">次回：第8回審議会8月1日(火)午前10時00分開催 について</p> <p style="margin-left: 20px;">審議内容：(1) 重点・強化・継続に取り組む施策につい て</p> <p style="margin-left: 40px; text-align: right;">(2) ごみ減量目標値の設定について</p> <p style="margin-left: 40px; text-align: right;">(3) スローガンの設定について</p> <p>4. 閉会</p>		
会議結果	別紙 審議経過のとおり		

## 審議経過

【開会】  
事務局

時間が参りましたので、「令和5年度 第7回川西市廃棄物減量等推進審議会」を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙にもかかわらず、お集まりいただきありがとうございます。

では次第に従いまして、議事を進めていく前に、本日の委員の出席状況についてご報告させていただきます。

本日は、千葉副会長がご欠席でございます。

つきましては、11名ご出席いただいておりますので、川西市廃棄物減量等推進審議会条例第7条第1項の規定により、本日の審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、当審議会は、「川西市参画と協働のまちづくり推進条例」第10条第3項の規定に基づき公開で行われますので、ご承知ください。

本日は、傍聴者は来られておりません。

また、本日は、ごみの減量化の施策を検討するにあたり、本市が基本計画策定支援業務を委託しております、中外テクノス株式会社から、3名出席させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、会議に入ります前に、資料のご確認をさせていただきます。

事前に郵送させていただいております資料といたしまして、8種類ございます。

まず、本日の次第が1枚、

資料1が、「基本理念（案）について」

資料2が、「委員からのご意見等について」

資料3が、「具体的施策の取り組みと役割について（案）」

資料4が、「スローガンの設定について（案）」

資料5が、「意見等」

右肩に参考資料と記載している「前計画 具体的施策状況」の資料と、次回第8回目審議会の開催案内通知の8種類でございます。

以上、揃っておりますでしょうか。

又、本日の審議等の「意見等」につきまして、前回メール回答の方にはメールで様式を送信させていただきます。ご回答は、FAXでも郵送でも結構でございますので、郵送の場合は、返信用封筒をご用意させていただいております。封筒は今お渡しいたしますので挙手をお願いいたします。

また、本日はZOOMでの会議ですので、会議中は、ご質問やご意見がある

方は挙手の上、お名前をおっしゃっていただき、会長に指名された方から順番にご発言いただき、冒頭に「意見」か「質問」かをおっしゃってから、ご発言をお願いします。

マイクの使用につきましてはマイク台のボタンを押して「赤色」から「緑色」に変えていただき、音声が入っているかの確認のため、マイク部分をトントンと叩いてカメラが自分の方に向けてから発言をお願いいたします。

ご発言される場合は、ゆっくり大きめの声でお願いいたします。

そして本日の会議は、午後3時を目処に終了したいと考えております。

それでは開会にあたりまして、花田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

改めまして、皆様こんにちは。

暑い中お集まりいただきありがとうございます。

今日、ZOOMで参加されている委員の方は、いらっしゃらないのですね。

事務局

はい。

会長

はい、分かりました。

本日は夏至でございまして、1年で一番昼の時間が長いということと、太陽が角度的には一番高いということでございます。

この数日すごく暑くなって参りましたが、暑い寒いの気象のこと、温暖化のことは別とお聞きしていますけれども、廃棄物のことも温暖化に関係するというふうに言われておりますので、この審議会の皆様にしかりとご意見をいただければと思います。

どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、次第の2. 議事に入らせていただきます。

まず、(1) 基本理念(案)についてということでございます。

事務局より説明お願いできますでしょうか。

事務局

それでは、「基本理念(案)について」を説明させていただきます。

資料1の横向きの資料をご覧いただき、左半分が、前計画の基本理念と基本方針、スローガンを載せております。

右半分が次期計画(案)を記載しております。

本日ご審議いただきたいのは「基本理念」につきまして、3月15日の第5回の審議会でご承認いただいております『ともに取り組み 目指そう 持続可能な循環型のまち 川西』でございますが、市の総合計画の目

指す都市像の中で、『まち 川西』の言葉を使う予定であり、各部署の個別計画において、『まち』や『川西』を使うとまとまりがないことから、この審議会で決めていただいた基本理念でございますが、『まち』と『川西』という表現を変更し、『ともに取り組み 目指そう 持続可能な循環型社会』の変更案を記載させていただいており、委員の皆様にお諮りしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長

ご説明、ありがとうございました。

前回、3月15日の第5回審議会で決めていただいた基本理念ですけれども、表現として「まち」、「川西」が、上位計画の総合計画で使われるので、個別計画では、この表現は避けて欲しいというお話しがあったそうでございます。

「ともに取り組み 目指そう 持続可能な循環型社会」ということになりましたのは、上位計画で「まち」、「川西」は、出ていますので、この「まち」、「川西」のなかで、持続可能な循環型社会を目指そうということになったと思いますが、この点に関しまして委員の皆様、ご質問ご意見等ございましたら、是非お伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ご提案がありましたように、「ともに取り組み 目指そう 持続可能な循環型社会」ということで、承認させていただこうと思います。

全委員

【異議なし】

会長

ありがとうございました。

続きまして、議事の(2)で、委員からのご意見等について(第6回後)についてご説明お願いできますでしょうか。

資料2ですね。

事務局

それでは、資料2の「委員からのご意見等について」を説明させていただきます。前回の5月19日の第6回目の審議会におきまして、具体的施策の取り組みと役割について各委員から沢山ご意見を頂戴し、また審議会後につきましてもメール等でもいただいたご意見を〈資料2〉にまとめさせていただいておりますので、ご覧いただけますでしょうか。

まず1ページ目の上段の黒丸①具体的施策の取り組みと役割につきまして、食品ロス・生ごみの減量化の促進関係では、食べ残しゼロ運動の協力店を増やすPRやフードバンクの取り組みの拡大、他市事例の「無人販売機

」など、別の目線での取り組みがあっても良いのでは、というご意見をいただきました。

また、川西市が環境省による「食品廃棄ゼロエリア創出の推進モデル事業等」となっていることから、もっと事業者と行政間の取り組みを強化するのが望ましいというご意見もいただきました。ご意見の下段、具体的施策「プラスチック製品の使用削減」に関しては、非食品についてはマイバッグの持参がまだまだ定着の域に達していないので、例えば行政主導で協賛事業所にマイバッグ持参でポイント制を取り入れ、サステナブルな商品との交換など、目新しい取り組みが望ましいというご意見をいただきました。

また、駅周辺や商業施設で給水できる場所を市のHPで紹介したり、まず設置をすることが初めでございますが、紹介したり、マイ箸への啓発をイベント週間や月間などにしてPRしてはどうかという意見もございました。

2ページに移りまして、「大型ごみの活用・促進」に関しては、実績のあった「のせでんアトライン2021」で事業所間でのリユース活用にも取り入れてはどうかというご意見もいただきました。

また、フリーマーケットにつきましては、中学校の制服のリユースやランドセルを海外の子どもに再利用出来ないのかというご意見や、子ども服譲渡会「ふくれル」を大人も含めた「家族みんなでリユース」のような形で強化したり、事業者や、国崎クリーンセンターの「ゆめほたる」との連携も検討出来るのではないかとご意見もございました。

次に3ページの黒丸②その他のご意見の下段に記載しております、前回の審議会でもご紹介いただきました川西阪急百貨店で実施されました「服の交換会」につきまして、着なくなった服は提供し、お気に入りの物を選ぶ楽しさと、無料ということで大変好評であったとのご報告があり、市でも企画して欲しいとご意見をいただきました。

その他のご意見としましては、もっと事業者に排出物の再生・包装の簡素化・ノーレジ袋運動の推進や、市民へは自治会等を通じて「出前講座」参加の推進をして欲しいとご意見をいただきました。

沢山の貴重なご意見、ありがとうございました。今後も委員の皆さんのご意見をいただきながら、審議を進めていく予定でございますので、よろしく願いいたします。

資料2の説明につきましては以上です。

会長

ありがとうございました。

とてもいいご意見とか、こういうことがありますよということをお教え

いただいています。

色々こういう事をされていますよとせっかくいただいています、今回は計画の改定ということで、計画の中に何か反映できる可能性というのは、あるのでしょうか。

事務局

具体的な市の取組みといったところで、できるだけいただいたご意見を反映させていければと思います。

例えば、リユースについては子どもの服の譲渡会の「ふくレル」を行っておりますけれども、大人も含めた家族みんなでリユースという形で強化したり、反映していける余地があると考えておりますので、できれば反映していきたいと考えております。

会長

計画の中に何らかの形で入れるというのは無理なのでしょうか。

後ろの方にこういう活動をやっていきますとか、事例紹介や参考みたいな形でつけたりすることもあるかなと思うのですが、今回はいかがでしょうか。せっかくいろんなご意見いただいているので、今後の参考にしますということは、もちろん大切なのですが、どうしたらいいかなと思ってお聞きしております。

事務局

施策の具体的な取組として、掲載していこうと思います。

会長

良かった。ありがとうございました。

では、この点に関しましてご意見、ご質問どうですか。

委員の皆さんからいろんな貴重なご意見いただいていますので、今回もご意見をいただくことになると思いますけれども、是非、何らかのかたちで反映させていただくといいなと思ってお伺いしました。

ありがとうございました。

それでは、前回の（３）具体的施策の取り組みと役割について（案）について入りたいと思います。

前は1. 2Rの徹底というところだったと思います。今回は、2からになるのでしょうか。皆様のご意見をたくさんお伺いしたいので、どうぞ忌憚のないご意見をよろしく願いいたします。

では、これにつきまして、ご説明をお願いできますでしょうか。

事務局

それでは〈資料3〉の「具体的施策の取り組みと役割について（案）」を説明させていただきます。

前回の5月19日開催の第6回審議会では、具体的施策の取り組みと役割について（案）の資料3の2ページの通し番号No.33まで説明をさせていただきましたので、次の3ページの通し番号No.34から4ページの通し番号No.70まで説明させていただきます。

前回、施策が多いのでまとめてはという意見をいただいて、内部協議を経たうえで、前回よりも一部整理させていただいた資料を配布させていただいております。

例えば、施策の通し番号No.4生ごみの水切りの促進を同じ生ごみ関係で、5番に生ごみの堆肥化の促進がありましたので、「生ごみの水切りや堆肥化の促進」という形でまとめさせていただくなど、似たようなものをまとめさせていただいております。

まず、資料の基本方針2. 効果的な再生利用の推進、基本施策、(1) 分別の推進、通し番号No.34からNo.38の具体的施策「ごみ分別及び適正排出の徹底」を順に説明させていただきます。

通し番号No.34、前計画No.38の「紙類・ペットボトルの分別、資源化の促進」で、組成分析結果から見ても、間違っって燃やすごみに排出していた割合は、市全体で紙類は10.77%、その他も含めると、19.32%であることから、更に再生資源集団回収事業への啓発など、広報誌や啓発誌の「R あ～る かわにし」等で正しい排出方法を啓発し、時には「正しく分別して下さい」等のチラシをポスティング指導も行い、市民・事業者の協力により、強化していきたいと考えております。

次に通し番号No.35、前計画No.39の「プラスチック製容器包装の分別の促進」につきましても、組成分析結果から間違っって燃やすごみに排出している割合が、7.34%あることや、令和4年4月施行のプラ新法により排出方法を変更する場合には、各コミュニティ等への説明会や、広報誌や啓発誌の「R（あ～る） かわにし」等で変更となる排出方法を理解してもらえる啓発方法を重点的に進めていきたいと考えております。

次に、通し番号No.36、前計画No.40の「ペットボトルの分別の促進につきましても、No.34に統合しましたので削除しております。

次に、通し番号No.37、前計画No.41の「事業系ごみの排出者責任の徹底」で、50人以上の事業所に毎年提出依頼をしております「事業系一般廃棄物減量化計画書」を審査し、助言や指導を行いながら、今後は事業者へのごみ減量への協力を強化していきたいと考えております。

次に通し番号No.38、前計画No.45の「分別ルールの分りやすい啓発」につきましても、No.54の「リサイクル製品や環境への負荷が少ない製品の購入啓発」へ統合しましたので、削除しております。

次に通し番号空白、前計画No.48 につきましては、平成 29 年 2 月からごみ袋の色を透明もしくは半透明での排出ルールを決め、実行しておりますので、この行は削除させていただいております。

以上で説明は終わります。

会長

ありがとうございました。

まず、(1) 分別の促進というところですが、白黒で削除というところが画面では濃くて読みにくいのですが、みんな削除と思いますので、委員の皆様、ご判断くださいませ。

ここまでで、何かご意見等やご質問ございますでしょうか。

前計画に比べてこういうふうにしますという、丁寧なご説明をさせていただいていますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、次の 3 通し番号No.9 からご説明をお願いします。

事務局

続きまして、基本施策の(2)「市民や事業者によるリサイクルの推進」、通し番号No.39 からNo.44 を順に説明させていただきます。

まず、通し番号No.39、前計画No.42 の「店頭回収の促進・事業所の取り組みに関する情報提供」で、食品トレイや紙パックについて、市民は店頭回収ボックスを利用し、事業者は市民が気軽に利用出来るよう PR 等を行い、市は、広報誌や啓発誌の「R(あ〜る) かわにし」等での啓発を継続していきたいと考えております。

次に、通し番号No.40、前計画No.46 の「店頭回収など事業所の取り組みに関する情報提供」は、通し番号No.39 に統合しましたので削除しております。

次に、通し番号No.41、前計画No.43 の「携帯電話など事業者による自主回収ルートへの協力」は、レアメタル等は引き続き事業者の協力によりリサイクルし、市民へは広報誌や啓発誌の「R(あ〜る) かわにし」等での啓発を継続していきたいと考えております。

次に、通し番号No.42「小型家電製品の回収促進」は、平成 25 年 4 月から小型家電リサイクル法がスタートしたことにより、市では国の認定業者のリネットジャパンと協定を結び、平成 26 年 10 月から不要になったパソコンの無料回収を実施し、その他の小型家電は、各市内公民館等 14 箇所に回収ボックスを設置しています。前計画では掲載がございましたので、「新」と示しておりますが、今後も継続していこうと考えております。

次に、通し番号No.43、前計画No.44 の「集団回収への積極的な参加」では、平成 4 年 7 月から実施しております「再生資源集団回収奨励金制度事業」の令和 4 年度実績で、154 団体からの申請、合計 4,069.7 トンに対する助成

金を交付しました。今後も「古紙リサイクル事業」と合わせて、市民へのごみ減量やリサイクルの意識高揚のため、広報誌や啓発誌の「R（あ～る）かわにし」等での啓発を更に強化していきたいと考えております。

次に通し番号No.44、前計画No.47「希少金属（レアメタル）のリサイクルに向けた、小型家電製品の資源化に関する調査研究」は、通し番号No.42で既の実施済みのため、削除させていただいております。

説明は以上でございます。

会長

ご説明、ありがとうございました。

ここまでで、何かご意見等やご質問、ございますでしょうか。

続きまして、通し番号No.45とNo.46の2つの説明お願いできますか。

事務局

続きまして、基本施策の（3）「リサイクル品目の充実」、通し番号No.45と、No.46を説明させていただきます。

まず、通し番号No.45、前計画で未記載の「剪定枝の資源化」は、平成20年7月から家庭から発生する剪定枝について、無料で粉砕機を貸出し、チップ化した枝を土の乾燥を防ぐため庭木の根元にまく等、ごみにしない「剪定枝粉砕機貸出事業」を実施しており、今後も継続していきたいと考えております。

次に通し番号No.46「新規リサイクル品目（製品プラスチック等）分別、リサイクル手法の検討」につきましても、新プラ法により処理方法が変更となることを前提に、構成市町と連携し協議を重ねながら重点的に進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

会長

ご説明、ありがとうございました。

何かご意見等やご質問ございますでしょうか。

委員

通し番号No.37番の「事業系ごみの排出者責任の徹底」がちょっとわかりにくいのです。事業系のごみの責任者に対して、ごみの分け方の保存版や広報誌、「R あ～る かわにし」を渡すだけということなのか、そのあたりがあまり理解できなかったもので、もう一度説明をお願いできますか。

会長

いかがでしょう。事務局お願いします。

事務局

通し番号No.37の「事業系ごみの排出者責任の徹底」は、毎年、50人以

の事業所に対して、事業系一般廃棄物減量化計画書の提出を依頼しております。そちらを見させていただいた上で、助言や指導を行うという廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められたものを実行しているものです。そちらをもとに今後も助言や指導を行いながら、事業所のごみ減量への協力やサポートなどを強化していきたいと考えておるところでございます。

会長

委員が疑問に思われたのは、市の取り組み等というのが、広報誌等を渡しますとか指導します、となっていることだと思います。

「排出者責任の徹底」の“徹底”は、排出者の責任を分かっている人に伝えるだけではないと思いますが、徹底といっている割に内容は当たり前のことが書かれていて、今ちゃんとやっていない方がちゃんとやるようになるのが徹底だと思うのですが、どうでしょうか。

委員

私もそこに引っかかっていました。

50人以上ということなので、川西阪急も毎年依頼が来て提出しています。内容が結構細かく、ちゃんと実績を積み上げて数字を提出しているのですが、一生懸命出した割には何の反応もなく、ちゃんと出しているのに、活用がされていないのではとの印象を受けます。徹底というより、提出されたものを有効活用というような表現に変えれば、内部審査や助言、指導に繋がってくるのかなと思います。例えば、我々が出した内容に、「川西阪急さんもうちょっとリサイクル率を上げてもらわないと困ります。」みたいな一言をいただけるような、ちゃんと正確な数字を忖度なしで出している事業所に対して、市はどんなふうに見ているのか、判断しているのかというフィードバックは絶対必要だと思います。

会長

出を求めたら、必ずフィードバックは必要かなと思います。

それが、求めたほうの責任じゃないかなと思うのが1点と、ちゃんとやっている方に対してプラスになるようなフィードバックを差し上げるということも徹底だなと思いましたし、川西阪急さんはすごくよくやっていらっしゃるのだと思うので、例えばこのやり方が、他の事業者さんの参考になるかもしれないじゃないですか。そういうことですね、効果って。時間をかけて作成し、提出していただいて、そしたらこういうやり方もあるとか、それを指導、啓発の中に入れていったら良いのだろうなと思うので、この徹底というのが、やっぱり引っかかるかなという気はします。

事務局 先ほどからのご意見で、事業系の分につきまして、確かに啓発ができていなかったといえますか、そこは反省点として、それを徹底していこうという意味で作らせていただきました。指導と書いていますが啓発も含めてやっていこうという意味合いです。すみません、言葉足らずで誤解を招いて、お怒りもあったようですけれども、我々としてもそういうつもりで書いたものではなかったもので、ご理解いただけたらなと思っております。

ですので、先ほど先生に言っていただいたように、事業系は我々としても手を付けられておらず、提出していただいたものにフィードバックできていませんでしたので、反省点として受け止めさせていただきます。よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。委員もそれでよろしいですか。でも、ご意見いただいたおかげで、施策が進みますので。

委員 大丈夫です。よろしく願いいたします。

会長 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

剪定枝の資源化に関連して、川西市さんでは生ごみコンポストは今のところやっていらっしゃらないですね。

例えば、生ごみのコンポストによく剪定枝を混ぜられることがあるのですけど、そういうところに使われてもいいのかなと思います。

事務局 生ごみのコンポストに関しまして、令和3年度まではしていたのですが、令和4年3月以降行っていない状況です。

会長 分かりました。先ほどご説明があった粉砕機はどんな大きさですか。素人でもできるのですか。

事務局 貸出している粉砕機は、高さ120cm程度、重量は25kgですので、ちょっと頑張れば持って歩けるかなというものでございます。家庭用の電源で使用できるものを貸出しています。

会長 ご自身の庭にチップを蒔くことでくのがそこで循環するので良いなと思ったのですけど。

事務局 粉碎機は持って帰っていただくのではなくて、我々が家まで車で運びまして、説明をさせていただいて、土日とか挟んだ4日間くらいで作業いただいて、庭にチップを蒔いていただくとか、何か利用していただくということで、無料で貸し出しをしているというものです。

会長 かなり小さくなるのですか。

事務局 1円玉の大きさまで小さくなります。

会長 こういう事をやっていらっしゃる自治体ってあるのですか。

委員 猪名川町の町民に限っては、無料で粉碎したものをくれます。それをそのまま持って帰っても、生ですのですぐに堆肥にはなりません。何年か寝かさないといけないので、堆肥にするなら、生ごみのほうがEM菌などを使って作ったりするので早いです。

会長 ありがとうございます。  
面白い取り組みで良いなと思って、今お聞きしておりました。チップを蒔くお庭があつていいなという羨ましさもあります。

委員 虫が多いので土が増えて来ると、土の中から色々な虫が出てきます。東京都の世田谷区で、3年か4年寝かせて、それを堆肥にするとテレビでやっていました。そこまではできませんが。

会長 ありがとうございます。  
循環させようという取り組みですね。  
皆様ご質問、ご意見何かございますか。  
では、続きまして、基本方針3. 通し番号No.47 からご説明させていただきます。

事務局 次に、基本方針3、「資源循環と環境に配慮した収集処理の推進」から基本施策の(1)安全・安心な収集の実現、通し番号No.47 から順に説明させていただきます。  
まず、通し番号No.47、前計画No.51の「安定的、効率的な分別収集の実施」では、広報誌や啓発誌の「R あ〜る かわにし」等で正しい排出方法を啓発し、作業員の安全収集を確保することにより、かつ効率的な収集運搬を更に強化していきたいと考えております。

次に、通し番号No.48、前計画No.52の「収集作業の安全の確保」では、危険物の混入等防ぐ適正排出を周知徹底する啓発を強化していきたいと考えております。

続きまして次に（２）資源循環と脱炭素社会に対応できる施設づくり、通し番号No.空欄からNo.51までを説明させていただきます。

まず、通し番号No.空欄、前計画未記載の「資源物等の持ち去り、違法な不用品回収の防止」では、持ち去り案件等は様々な課題もあり対応が困難であることから、削除させていただいております。

次に、通し番号No.49については、新プラ法に関する事項ですので、通し番号No.46へ統合し、削除しております。

次に通し番号No.50、前計画No.18の「国崎クリーンセンター（猪名川上流広域ごみ処理施設組合）との連携（資源循環と脱炭素社会に対応できる施設づくり）」につきましては、通し番号No.68の国崎クリーンセンターとの連携強化へ統合しましたので、削除させていただいております。

次に、通し番号No.51、前計画No.19の「近隣自治体との協調と連携」では、一点目は、災害発生時等、緊急事態の際に、迅速的確に対応できるよう、周辺自治体と連携を取り合うこと、もう一点は、今後の有料化に向けて近隣自治体と協議を重ねることを重点的に進めて行かなければならないということを考えております。

続きまして次に、基本方針4. 市民・事業者・行政のパートナーシップによる取り組み、基本施策（１）市民・事業者等との連携で、通し番号No.52からNo.56までも説明させていただきます。

まず、通し番号No.52、前計画No.13の「マイバッグ持参・ノーレジ袋運動の実施」は、No.6へ統合したため、削除させていただいております。

次に、通し番号No.53、前計画No.14の「ごみ減量チャレンジ・モニターの実施」は、平成21年からごみ減量に向けた取り組みを市民公募により実施してはりましたが、コロナの関係で中止となっていました。今後は新たにチャレンジ・モニターを募り、地域等での啓発や指導を強化していこうと考えております。次に、通し番号No.54、前計画No.49の「リサイクル製品や環境への負荷ができるだけ少ない製品の購入啓発」では、製品を購入する際、エコマーク等、環境に配慮した商品を選択するよう、大人向け出前講座や、子ども向けワークブック等での啓発や指導を更に強化していこうと考えております。

次に、通し番号No.55、前計画No.50の「グリーン購入法に基づく製品やサービスの情報提供」は、平成12年施行のグリーン購入法に基づいた、環境に配慮した製品を取り入れるような情報提供を継続するものとして、通し

番号No.54 に統合したので、削除しております。

次に、通し番号No.56、前計画では空欄の「フードバンクやフードドライブの推進」は、通し番号No.2へ統合したので、削除しております。

まとめてしましたが、説明は以上でございます。

会長

ありがとうございました。

確認ですが、3. 資源循環と環境に配慮した収集処理の推進（2）資源循環と脱炭素社会に対応できる施策づくりの「資源物等の持ち去り、違法な不用品回収の防止」の行を削除された部分ですけど、持ち去りとか違法な不用品回収というのを対応困難だから削除したっていう理由は、ありますか。他のところは削除するにしても、ほとんど納得いきますが、対応が困難だから施策から除くというのは、現実にはそうかもしれないけど、少なくとも施策として取り組むという姿勢は必要な気がします。

と言いますのが、市民の方から凄くそういうお声を聞くのです。せっかく私たちが資源回収してもそれを取られてしまうとか、お悩みをよくお聞きするので、サクッと削除してしまっているのかなというのが、率直な感想としてありました。

もう一点は、4. 市民・事業者・行政のパートナーシップによる取り組みというところで、「リサイクル製品や環境への負荷が少ない製品の購入啓発」の「啓発」が出てくるのですが、「啓発」ってどこの項目でもすごく大切だと思うのですね。過去に啓発を基本施策で打ち出している部分はありましたか。ところどころに啓発と出てきますけど、SDGs でも、パートナーシップの推進は、真ん中を貫いていますよね。みんなに必要なと思うのですが、どこかまとめて共通したところって、もしあったら教えていただきたいです。この2点、いかがですか。

事務局

「資源物等の持ち去り、違法な不用品回収の防止」の件ですけども、我々も全くやってないのではなく、なんとか対策を考えようということで、担当も決めてやっているのですが、市民の方からは、条例化を望まれる声等も聞こえてきていまして、それも検討したのですが、条例化すると、条例を守る必要があるので、職員が見回りに行くのかとか、誰かを雇わないといけないのかという話になってきて、費用対効果になると今のところ条例などは難しいということになっています。

会長がおっしゃったとおり、我々も何もしないのではないと考えていますので、今後どうしていったらいいかを検討していきたいですし、項目に関しても、ご意見をいただいて今後どうするかをもう一回、考えさせてい

ただきたいと思います。

会長

タイトルといいますか、具体的施策が、「資源物等の持ち去り、違法な不用品回収の防止」となっているのですが、「防止」は難しいかもしれない。だけど、このタイトルの付け方で、例えば、「資源物等の持ち去り、違法な不用品回収の防止対策の検討」等にして、私たちはこれを無視していませんよ、ということは、しておいた方が良く思うのです。

皆さんのご意見をお聞きしたいところです。

委員

ダイエーでもフードドライブをやっておりまして、カメラつけたりして、努力はしているのですが、それでも持ち去りがあります。

例えば、資源物の持ち去りについて、尼崎市が確か令和5年4月1日から条例化したと思います。尼崎市の情報はよくわからないのですが、そういった部分を参考にしてみたら、いかがでしょうか。以上でございます。

会長

ありがとうございました。

委員

対応困難と書かれていますが、市で回収される特にアルミ缶、これは、持ち去りが多いです。そのアルミ缶の回収は、私どもの団地では、金曜日が回収日で市の回収は、水曜日です。その時に持って行かれてしまうので啓蒙はしていただきたい。ちゃんと集団回収で金曜日に出していますが、それでも相当持って行かれています。

会長

情報をありがとうございます。

今お聞きしたら、市もやってはいますっていうお話もありましたし、そういう意味で、資源物の持ち去り等は消さない方が良くないかなという気はします。何か表現を変えては、という気はしますので、また一意見として、お聞きいただけたらと思います。

それと、啓発は、どこかでまとまっているのですか。

事務局

具体的施策としましては、通し番号No.54番の「リサイクル製品や環境への負荷ができるだけ少ない製品の購入啓発」というところに統合させていただいている状態です。

具体的手法といたしましては、説明の中で、広報誌など、「R あ〜る かわにし」でもの啓発を進めていきますというような説明を何度もさせていただきましたが、具体的施策としては、一つ挙げさせていただいているとい

うかたちで統合させていただいています。

会長

ありがとうございます。

通し番号No.54 番だとすれば、ここは通し番号No.55「グリーン購入法に基づく製品やサービスの情報提供」の啓発に見えてしまう。全体的なもう少し広い啓発だと思うので、具体的施策の表現をもう少し広くした方が良いかもしれないですね。購入も大切ですが、購入だけじゃないと思います。

皆様ご質問、ご意見いかがでしょうか。

委員

2つ分からないことがあって、違法な不用品回収防止というところで、違法な不用品回収防止は、よく家のポストに入っていて、明日こんな物を無料で回収しますよ。というチラシです。扇風機とか家電とか色んな物を書いてあります。市ではない業者のチラシとか入っているのですが、ちゃんとこの業者に出したら、処理してくれるのかなと思います。テレビでも、必要な部分だけ取って後はどこかに不法投棄するとかいうのを見たことあって、こういうのが違法回収になるのかなと思うのですが、そしたら、こういう業者にはごみを出したらダメですよ。というのを市の「Rあ〜るかわにし」とかで記載するとか、市が許可していない業者ですから、皆さん注意して出すのは止めましょう。とか、そういうPRをしてもらわないと、チラシが入ったら、「そういえば、扇風機が壊れているから明後日、この業者に出しましょう」とか皆さん思ってしまうのですよね。それが違法な業者なら、そういうのは出さないでおきましょうというPRをしていただきたいということと、もう一つは、その下の通し番号No.51の具体的施策「近隣自治体との協調と連携」のところの市の取り組み等です、「今度、有料化に向けての協議」と書いてあるのですが、何を有料化しようとしているの分からないので、ご説明いただきたいのです。よろしく願いいたします。

事務局

1点目の「資源物等の持ち去り、違法な不用品回収の防止」については、委員のおっしゃる通り、古物商の許可を持ってやっておられるようなのですが、結局家電4品目を集めてその後どうされているかというのが問題なのです。どこかに捨てている可能性もあるということで、毎年、月を決めて、各家庭に入って来る小さいチラシについて、許可業者さんに協力してもらいながら電話をして、「どうされていますか？」という確認もやっています。

これは、これからもやっていかないといけないと思っていますので、続けていきたいと思っています。

ただ、古物商の免許を持ってやっていることに関しては、我々は何も言えないなと思っています。その線引きが難しいです。

今まで、何社かと話をした中では、集めたものをちゃんと許可を持っている業者に渡しています。許可業者に聞いてもあの会社の処理はやっていきますよという回答も得たので大丈夫だったのですが、これから出てくる可能性もありますので、やっていきたいと思っていますし、具体的施策の中に入れるかというところも検討していきたいと思っています。

有料化に関しては、前回の答申をいただいた時に、大型ごみの有料化を考えなさいということで検討した結果、平成28年5月から大型ごみは有料化を実施したということです。その効果も出ていまして、大型ごみはかなり減ったのですが、今後これ以上また減らそうとすると、もう一つ起爆剤がいるのかと考えていまして、品目をどうするかとかどういう手段でやるかとか、今他市でされているのは、近畿では燃やすごみの指定袋、燃やさないごみの指定袋とかが多いのですが、事例を集めて、例えばこれ以上減量化が進まないという時には有料化しましょうというような、どういふうにしていきたいかということも含めて検討をしていきたいと考えていますので、ご理解いただきたいと思っています。

委員 分かりました。ありがとうございます。

会長 ご意見、ありがとうございました。  
他にいかがでしょうか。

委員 通し番号No.47番なのですが、基本施策(1)安全・安心な収集の実現で、更に収集の安全な効率化を図ると説明があったのですが、川西市で生活する身としたら、効率化は、行政側の効率化ということですか。安全というのは分りますが、安心というのは誰の安心かということと市民かなと思うのですが、あまり効率化されると、市民は安心してごみを出せないなという感じがいつもしています。

分別徹底もその通りだと思うのですが、収集は、いつも効率化、効率化とおっしゃって、結局分別しても出しにくい暮らしぶりになっているのではないかと考えています。

例えば私の地区だと、月曜日は燃やさないごみ、火曜日と金曜日は、燃やすごみ、水曜日がプラスチックごみ、木曜日がペットボトルとなっていて、燃やすごみは今、緑色のネットのようなものをごみの回収場所に置いているのですが、ペットボトルもできたらカゴゴに入れましょう、とい

うことで配られていますよね。

ビンの回収の日もできたらコンテナを組み立ててそこに入れてくださいとなっていますが、設置するのは全部地域の人が順番でやっている現状です。

ひどい週だと、月火水木金曜日の毎朝、何かのごみを出して、また回収するということをされていると思うのですが、それは市民からしたら全然効率化ではないし、良い事をされているのは分るのですが、生活する面からいうと逆になんでも効率化とか予算がないと言われて、更に、と言われると、市民の実質的な負担が増えるのではないかと思います。更に効率化というのは、どうされるのですか。

事務局

おっしゃる通り、令和4年以前はビンを入れるコンテナをお配りして、月2回ビン回収を行っていました。ペットボトルのスタンドネットとか、他の物はご協力いただいていたということで、おっしゃる通り、効率化やお金の件もあって、行政改革でコンテナは止めて皆さんにご協力いただきましょう。ということになったのですが、そういうことをこれからどんどんやっていくということは、考えていません。

ただ、安定、安全というのは、皆さんのごみを毎日収集して、資源化したり、処理しないといけない。それをきちっとやっていくために、どうしたらいいかということ、ずっと議論していきたいと思っています。市サイドの話ですけれども、そういうふうに考えていきたいということが主旨であると考えるいただければと思います。

会長

はい、ありがとうございます。

なかなか、安心安全と効率化って難しいですね。

ご意見ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

そういたしましたら、次、ご説明お願いできますか。

事務局

次に基本施策（2）地域との連携、通し番号No.57から取り組みNo.59までを説明させていただきます。

まず、通し番号No.57、前計画No.15の「地域（コミュニティ、自治会）との連携」は、ごみステーションの環境美化や、再生資源集団回収事業への周知・出前講座等、地域との連携を更に強化していこうと考えております。

次に通し番号No.58の「ポイ捨て、不法投棄対策の実施」、前計画では記載が無かったのですが、こちら地域と連携しながら不法投棄に対する啓発を新しく加え、対策を強化していきたいと考えております。

次に、通し番号No.59、前計画では記載が無かった「食べ残し、手付かず食品ごみの削減」は、通し番号No.1の食品ロス促進へ統合したので、削除しております。

説明は以上でございます。

会長

続いてあと2つ、通し番号No.60とNo.61も説明してしまってはどうですか。

事務局

はい、分かりました。では続けて、基本施策(3)事業者との連携で、通し番号No.60と、No.61を説明させていただきます。

まず、通し番号No.60、前計画No.16の「スリム・リサイクル宣言など市内事業所との連携」は、ごみ減量化、再資源化推進宣言店舗との連携と、店舗への加入促進を行い、市民と一体となりごみ減量化を目指していこうと考えております。

次に、通し番号No.61、前計画No.17の「事業系一般廃棄物減量化計画の活用促進」では、通し番号No.11を統合します。平成12年から実施している減量化計画の提出により、事業系ごみの状況を把握し、助言及び指導の強化を進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

会長

ありがとうございました。

基本方針4.「市民・事業者・行政のパートナーシップによる取り組み」ということで、(1)は、「市民・事業者等との連携」です。それから、(2)が「地域との連携」で、(3)が「事業者との連携」となっていて、事業者が2回出てくるのですが、(1)は、市民、事業者、(2)が地域、(3)事業者、この基本施策の分け方に何か意図があるのでしょうか。地域は、ごみステーションのこともありますが、通し番号No.58等は、市民に対してだと思いますが、このあたりいかがですか。分けて下さった意図があると思うので、それを教えていただけますか。

事務局

こちらの分類につきましては、表の右側に市民、事業者、市の欄があり、それぞれ関連するもので分類させてもらったのですが、市民、事業者に関連するものをNo.53とNo.54、市民と市が進めていくものとしてNo.57とNo.58、事業者と進めていくものとしてNo.60とNo.61として分類をさせていただいたものでございます。

会長 ごみ減量チャレンジ・モニター制度というのは、どういう方が対象なのですか。

事務局 これまでは一般の市民を対象として、チャレンジ・モニターをやっていただけで、進めさせていただいていたものです。

チャレンジ・モニターさんと併せまして、事業者さんとも協力して、一つのイベントをやっていたので、市民、事業者が関連するものとして、挙げさせていただきました。

会長 これを見ると、市民が対象かなと思えるので、今おっしゃったみたいに、両方をつなぐような施策を考えたいのであれば、それがわかるような具体的な施策をされた方が良いのではないかなと思いました。

あと、例えば、事業者との連携、フードドライブはここですしていますよとか、そういう情報提供ってしていただきますよね。これはまさに市民と事業者を結ぶ感じですよ。そういう見方で、具体的施策の表現を考えられると良いかなと思います。

何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

委員 今回のやり取りの中で思ったのですが、No. 53、No. 54 が市民と事業者の両方に関わっているので、これを地域にして、No. 57、No. 58 が市民だけにしか〇が入ってないのだったら、(2) を市民との連携にして、(1) と(2) を逆転したらどうなのかなと思いました。

(1) を地域との連携とすれば、市民・事業者両方とも関係しますし、(2) が市民となっているのなら、これで表現上は収まるのではないかなと感じました。

会長 ありがとうございます。

順番を考えていただいたらいいかもしれませんね。そういう意味では、(2)、(3)、(1) の順番の法がいいのかもしれないし、市民がきて、事業者がきて、両方くるほうがいいのかもしれないですね。考えてみていただけますか。

ありがとうございます。

他かにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

また後でご意見いただいても全然かまいませんので。

では、次の基本方針5の説明をお願いします。

事務局

次に、基本方針5.「安全で安定した廃棄物処理体制の構築」、基本施策（1）安全で安定した処理体制の確立、通し番号No.62 からNo.65 を説明させていただきます。

まず、通し番号No.62、前計画No.54 の「市民ニーズに対応した収集サービスの充実（少子高齢化社会への対応）」では、平成21年4月から実施している、ごみステーションまで排出できない方への戸別収集支援（サポート収集）を、更に強化していこうと考えております。

次に、通し番号No.63、前計画No.55 の「在宅医療廃棄物や処理困難物の適正排出の周知」では、在宅医療で使用した注射針等の排出ルールを平成22年2月から実施しており、引き続き適正排出への周知をしていこうと考えております。

次に、通し番号No.64、前計画No.53 の「在宅医療廃棄物の適正排出の周知」は、通し番号No.63 へ統合しましたので削除しております。

次に、通し番号No.65、前計画では未記載の「災害廃棄物の迅速な処理に向けた対策」では、令和3年3月策定の「川西市災害廃棄物処理計画」に沿って、早急の実施計画の策定を進めていくことから、重点施策としております。説明は以上でございます。

会長

ありがとうございました。

ここまでで、何かご意見等やご質問、ございますでしょうか。

では、続いてご説明お願いいたします。

事務局

次に、基本施策（2）処理費用手数料の適正化に向けた検討、通し番号No.66 とNo.67 を説明させていただきます。

まず、通し番号No.66、前計画では記載が無く「新規」としております「会計基準の導入の検討」では、ごみ焼却施設の改修時に向け、環境省等の情報も入手しながら検討を進めていこうと考えております。

次に、通し番号No.67、前計画No.32 の「ごみの有料化に向けての検討」は、今後の審議会においても有料化は最重点課題でもあることから、プロジェクトチーム等を設置する等、排出量の推移を慎重に見極めながら市民アンケート調査の結果も参考に、近隣自治体の行動や先進事例等研究しながら、検討を進めていかなければいけないと考えております。

説明は以上でございます。

会長

ありがとうございました。いかがでしょうか。

有料化というのは、指定袋制ということですか。

事務局 他市の事例では、有料袋制の他にも多々事例があるとは思いますが、他市等の事例を参考にしながら、手法については考えていかなければならないと考えておりますし、近隣市町の動向も見極めながら進めていくことが大事だと考えております。以上です。

会長 ありがとうございます。  
川西市さんは今のところ指定袋ではないですね。  
有料化というと処理費用を袋に乗せるということになるのですが、指定袋制でも袋を買わないといけないので、負担が増えるって思われるかもしれないけれども、処理費用は含まれないのが指定袋制です。  
まわりに指定袋が増えてくると、ごみが指定袋じゃないところに動くとされています。指定袋制を延ばせば延ばすほど、多分こちらにごみが来るということもあるので、皆さんにお聞きしたいのですが、市民感覚として、例えば他市などでは、市民の方から指定袋にしましょうよっていう感じで、やっとなりましたという市もありますので、見極めながらですが、悠長にしている大丈夫なのかなって思います。  
皆さんご質問ご意見いかがでしょうか。  
またプロジェクトチームというのは、どんなことを考えていらっしゃるのですか。

事務局 現時点では具体的なものは浮かんではいないのですが、今後考えていきたいと思っています。

会長 是非この審議会の中から、メンバーを出していただくといいと思います。他にご意見、ご質問よろしいですか。  
それでは、続いて説明をお願いいたします。

事務局 次に、基本施策（３）国崎クリーンセンターとの連携強化、通し番号No.68、前計画No.56の「国崎クリーンセンター（猪名川上流広域ごみ処理施設組合）との連携（資源環境と脱炭素社会に対応できる施設づくり）」は、施設改良工事及び灰溶融炉の廃止に伴う処理状況や環境配慮に向けた取り組み等を把握し、適正排出や、リサイクルの推進を進めていこうと考えております。  
次に、基本施策（４）最終処分場の安定的な確保で、通し番号No.69とNo.70を説明させていただきます。  
通し番号No.69、前計画No.58の「大阪湾フェニックス事業への参画」は、

通し番号No.70 に統合しましたので、削除しております。

最後に、通し番号No.70、前計画No.59 の「大阪湾フェニックス事業の情報提供」は、最終処分量や、大阪湾フェニックス事業の状況について、最新情報を市民や事業所に提供し、引き続き適正排出・排出量削減への意識向上を目指していこうと考えております。

以上、具体的施策に対する市の取り組み等について事務局（案）の説明をさせていただきました。

前計画では 59 個の具体的施策がございましたが、統合できる施策は見直しや削除しましたので、結果 45 個の具体的施策となりました。

これらの取り組みを次回の審議会で、「継続」するのか「強化」していくのか、どの施策を「重点」として取り組んでいくのか、という分類分けも合わせてご審議いただく予定でございますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

引き続き、中外テクノスさんのほうから、他市の取り組み事例等がございましたら、ご紹介をお願いいたします。

コンサルタント

中外テクノスでございます。

お時間もないようですので、1 件だけ事業系紙類の削減ということで、大阪府堺市の取り組みを紹介させていただきます。

堺市では、清掃工場に持ち込まれて焼却処分している事業系一般廃棄物のうち、リサイクル可能な紙類が約 2 割程度含まれていたという現状がありました。それを受けまして、令和 6 年 1 月 1 日から事業所から出るリサイクル可能な紙類について、清掃工場への搬入を禁止するという方向に変わりました。事業者向けのお知らせ、ルールをお示ししたチラシを配布しているということで、今見ていただいているものが、そのチラシでございます。単純に禁止するというのもあるのですが、代わりに事業系古紙の回収協力事業所制度を設けています。不要になった事業所の紙などは古紙の協力事業者の営業時間内であれば、自由に持ち込むことができる制度を新しく作り、協力してくれる事業者さんの登録の呼びかけ、排出する事業所さんへの情報提供等を行っているという状況です。ご紹介は以上です。

会長

ありがとうございました。資料 3 の最後の部分のご説明と、参考までということでご紹介がありました。

コンサルタント

すみません、今日は口頭でさせていただき、今、2 部ほど回覧して見ていただいているのが堺市のパンフレットになります。

会長

はい、分かりました。ありがとうございました。

平成25年だったと思うのですが、大阪市でも事業系の紙類の搬入禁止という取り組みが開始されて、当時は「こんなことできるのか」と思ったのですが、かなり効果はあって、事業系廃棄物の紙類がちゃんとリサイクルのほうに回るようになったということでございます。

何かご質問、ご意見ありますか。

委員

具体的施策の取り組みとかになるか分かりませんが、最近感じるのは、よく公園の清掃とか草刈とかするのですが、雑草の刈ったものを集めて美化推進課に電話して、自治会の公園に取りに来てもらっているのですが、先月も国道沿いのところで50何袋出ました。今月も夏祭りするので、公園をきれいに刈ってくれと頼まれているのですが、そういうごみとかの行方とか何かされているのですか。全般的な雑草の処理に対して、施策とか盛り込まれないかなと思いました。

会長

剪定枝に入るのでしょうか。雑草はどうなっていますか。

事務局

雑草は、国崎クリーンセンターで、焼却処分しています。

会長

そうでしたか。紙類の持ち込みとかいうのも大切ですけど、それだけ雑草が出るのなら、何か考えた方が良さそうな気がします。

事務局

無理だとは思いますが、雑草は生で水分含んでいるので、乾燥させて入れていただくと良く燃えるし、重量も減るかなと思います。

何かをしようと思うとそれくらいですね。

会長

ありがとうございました。

委員

阪急さんとかダイエーさんとか来られているので聞きたいのですが、野菜売場で、プラスチックの包装とかトレイとかに入っている物を買って来たら、家にゴミが溜まります。リンゴとか夏みかんとか1個ずつ買えるものもたくさんありますが、それでもリンゴは2つトレイに入ってパック売りしていて、それを持って帰ったらすぐ捨ててしまうから、全部1個ずつ

買えたらいいかなと思います。野菜でも、他の人が触るから嫌がって全部包装されているのかなと思ったりしますが、全部そのまま並べてあってみんな好きなだけ買う方向に進んでいかないかなと思います。そうすれば、

トレイとかビニール袋とかすごく減らせて減量できるのではないかと思うのですが、それをできない理由を教えてくださいなのですが。お願いします。

委員

食品スーパーをやっておりますので先に回答させていただくのですが、てんぷらとかの食品は、元々はバラ売りをしていた商品もあるのですが、コロナ禍の中で衛生面のこともあって、個別包装になった経緯もございます。産地直送の野菜等はそのまま陳列していますが、アフターコロナでは会社として廃棄物削減の観点より、個包装を推進しております。流通の段階でどうしてもトレイなどが入ってしまうところがございますが、包装を少なく、ごみを減らすという方向には間違いなく進んでいますので、継続して取り組みを実施してまいりたく思っています。共有して参ります。商品部にも、きちっと伝えておきます。ありがとうございます。

会長

ありがとうございます。

一つは、消費者からのメッセージとして、お店で買った物を剥いてマイバッグに入れて包装を残していく。お店はそれを処理するわけですけど、消費者ももう、包装しなくていいと思う方が増えてきているのだなと思っていただいて流通のほうに言っていただくと、流通で対応されるようになると思うので、是非お家ではなくて、詰める時にごみとして残していかれると、意思表示になって、お店も包装の削減という方向ではいてくださっているの、後は消費者さんの後押しがあればなと思います。多分、お子さんとかが触って硬さを確かめたりということもあるので、そのダメージを防ぐというお店のほうの気持ちもわからなくもないです。後は、2つ位リンゴがトレイにのっているとすごく高級な感じがしませんか。それも消費者の意識次第かなと思うので、少しアピールされるといいですね。

委員

会社のサステナブルレポートにも、個包装の推進する会社方針を記載させていただいて、傷みやすいもの以外については、包装はしないとしています。リサイクルよりリユースだと思えます。そういう方向はきちっと守っていきたいと思っています。

会長

ありがとうございます。

委員

私が行っているスーパーで、トレイに入っている肉とビニール袋に入っているお肉と2種類売っています。ビニール袋で売っているのは鶏肉だけ

で、豚とか牛肉とかはトレイに乗っていて、鶏肉だけビニールバージョンみたいなのがあって、そちらを買おうかなと思うのですが、すごくディップが溜まっていて、それがなかったらビニールのを買うのにと 생각합니다。トレイはすごくかさばって邪魔なので、どうにかなったらいいなと思います。

会長           トレイは回収していますよね。

委員           たくさん出ると、日々の手間がかかります。  
                  ビニールだけなら、ポンと捨てれば楽なので、増えたらいいなと思います。ドリップがない状態だったら買います。

会長           よく見ると、トレイの上に紙が1枚敷いてあって、あれはディップがないから、手が出しやすいのではないかなと思います。見えているか見えてないかというところですが。ありがとうございます。  
                  こうやって、業者さんと消費者さんの橋渡しをするのも、行政の大きな役割の一つかなと思うので、是非よろしく願いいたします。

委員           阪急オアシスには、そのようなお声があったということを確認に伝えます。ちなみにディップというのは、肉汁とか血のことを指すのですよね。それが軽減されたら、ビニールのほうを選ぶということですね。

委員           お値段も若干お安いです。

委員           そういうことも含めて、市民の声ということで、確実に伝えさせてもらいます。

会長           ありがとうございます。  
                  それでは、次に具体的施策が45個になりましたというお話がさっきあったと思いますが、今日いくつか意見が出て、ひょっとすると復活するのもあるかもしれないと思いますので、数の増減も是非次回までにまとめていただくということで、よろしいでしょうか。  
                  最初にお話がありましたが、この後のご意見というところで、皆さんからいただくということになります。  
                  それでは議事の(4)「スローガンの設定について(案)」につての説明をお願いいたします。

事務局

それでは〈資料4〉の「スローガンの設定について（案）」を説明させていただきます。

2月3日（金）開催の第4回目の審議会におきまして、スローガンの設定方法については、目標値を設定してから決めましょう、ということになっておりましたので、次回の審議会の議案で目標値を決め、その後にスローガンを決定したいと考えております。

資料4のとおり前回1案～4案の4つのスローガン案を出させていたただいておりましたが、本日は事務局案としまして、5案と6案の2つの案を付け加え、更に委員の皆様からも良いスローガンを募りたいと考えております。

もし良い案がございましたら、7月7日（金）を締切りといたしますので、ご提出いただき次回の審議会で、1つに絞り込み決定したいと考えております。

本日、出していただいても結構ですし、7月7日（金）までに出していただいても結構ですので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

会長

ありがとうございます。

目標値を決めてから、スローガンということで、目標値を次回決めるということなので、今どの案がいいですかというのを取るのではなく、何かいい案があったらくださいぐらいのことではないかと思えます。

この時点で聞くと、目標値がまだなので、委員の皆さんが困ってしまいます。

事務局

良い案があれば、お願いします。

因みに、令和4年度の1人1日あたり排出量の速報値では、822.1gで、ごみの目標値の値をクリアしております。

会長

1人1日マイナス100gは達成したということですね。

事務局

これまでは増加傾向でしたが、令和4年度の数値は達成しています。

会長

マイナス100gが2回続いたので、また目標を100gにするのはきついと思えますけど、目標というのは高く掲げたほうがいいのか、皆さんが積極的に考えてくださったらと思えます。

委員 100gって具体的にどの位なのかパッと浮かばないのですが、目標とする時に、きれいな数字だけど1日100gってどの位なのでしょう。

会長 なるほど、食品ロスでよく見る、お茶碗一杯毎日続けます、みたいなものならピンときますね。重さ以外のスローガンがいいかもしれないというご意見のように承りました。それも考えていただければと思います。  
スローガンの案を見ていただくとして、今回この扱いをどうしますか。

事務局 ある程度案絞っていきたいと思っておりますが、もし他にも良い案があれば、それも含めて次回の審議会で皆様にお諮りしたいと考えております。

会長 分かりました。では、どうするかは、次回決めるということで、100gはともかくとしてこういうような感じのがいいかまで、お聞きしますか。

事務局 次回審議会で改めてスローガンをお諮りしたいと思います。

会長 そうしましたら、次回考えるということですので、皆様はこれを見ておいていただくのと、お示ししている6案以外に良い案、こんな言葉を入れたらどうかを考えていただいて良いものがあったら、出していただくということでしょうか。

事務局 そういう形でお願いしたいと思います。  
また、計画について、これまでは10年スパンで考えていたのですが、今回の新たな計画につきましては、期間が8年間になります。

会長 何年までになりますか。

事務局 令和13年度までを計画期間としています。

会長 令和13年度ですが、半端ですね。何か意味があるのですか。

事務局 上位計画の第6次総合計画に合わせる形で、今回から個別計画につきましても期間を合わせています。

会長 令和13年度と聞いて思ったのですが、分かりました。  
期間が短い事と、スローガンの関係は何でしょうか。

事務局

10年スパンで考えていましたので、例えば、1人1日のグラムも期間を考える必要があります。先ほど目安のグラムが分かりにくいというご意見もありましたのでそこも踏まえてスローガンを考えたいと思っています。

会長

では、スローガンの決定は次回に回しましょう。

色々な背景があるみたいです。目標期間が短くなるので、今までみたいで10年で100gとか言えないという話です。それで目標値をどうするかを次回協議するので、その時にスローガンも考えますということです。

ただ、こういうようなスローガン案もあるというのを見ておいてくださいということと、何か良い案があったらくださいという、2点です。全員が出さなくてもいいということでございます。

今日のご意見は、資料5の用紙で出してくださいということで、最初におっしゃいました。郵送ご希望の方はおっしゃっていただければと思います。データでもいただけるのですね。FAXでも構いませんので、今日言い忘れたなということがありましたら、ご意見をいただきたいと思います。

7月7日（金）までということでございます。

では、次第の3その他で、8月1日（火曜日）午前10時から、同じくこの庁議室で開催ということでございますので、皆様どうぞご出席をお願いします。

次回は、今日やった資料3の具体的施策一覧の分類です。継続や強化や重点を見直すということと、目標値等の決定とスローガンも決めるのが次回の内容になっていますので、よろしく願いいたします。

最後に全体を通じて何かご意見ご質問等ございましたらお願いします。

では、是非ご意見のほうをお願いしますのと、スローガンの何か良いアイデアがあったら、お送りくださいませ。

これで本日の議事を終了いたします。皆様本日はどうも有難うございました。では、事務局にお返しいたします。

事務局

会長、長時間の進行、ありがとうございました。

各委員の皆さんも、本日はご多用のところご出席いただき、また、貴重なご意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

これをもちまして、第7回川西市一般廃棄物減量等推進審議会を終了いたします。

終了時刻：午後3時02分